

住宅衛生調査	1	240	240
計	1	1,066	1,066

備考 業務上の利用と認めらるゝ場合相當多數あるもこれ等はすべて、主治醫の紹介のもとに患者自身來所相談の形となるを以て一般利用の中に入れたり。

第十六章 衛生思想普及其他

第一節 榮養改善

榮養の改善は國民体位向上を計る上に於て最も緊要なるを以て本縣に於ては昭和十二年四月より専任技術者を置き之が改善の研究指導に當らしめつゝあり、昭和十二年度中に於ける狀況左の如し。

(一) 榮養知識の普及宣傳

一般縣民の榮養知識の普及宣傳に就ては講演會、講習會、展覽會等を開催すると共に各種印刷物を配布して之が徹底を期したり。

1、展覽會の開催

展覽會は健康週間事業として松山市縣公會堂に於て開催(十二年十一月自十一日至十五日の五日間)せし一般衛生健康展覽會と共に併用し榮養に關する圖表、模型並に實物標本を作製陳列し一般民衆の榮養知識の向上を計りたり。

2、講習會講話會の開催及資料の配布

講習講話會開催度數	二九回
受講人員	二五三〇名

右は主として國防婦人會員、女子青年團員、女教員等に講習をなし、其の都度各種印刷物を配布し教材用として利用す。

3、講義

產婆看護婦學校生徒二學年に對し、三學期の一期間毎週一時間榮養の講義を行ふ。

4、雜誌の利用

縣廳内發行に係る雜誌二、三に毎月榮養記事を登載し榮養知識普及向上に努めたり。

(二) 工場榮養改善

工場寄宿舎の賄の改善に對しては專任者を一定期日指導工場に寄宿せしめ實施の指導に當らしめたり。

指導工場數	六工場
従業員數	三二八〇名

尙特に縣立松山瀨檢定所に對し十ヶ月間に渡り長期指導をなしたり。

(三) 縣下各市町村の榮養狀態調査

縣下各市町村民の家庭をA、B、Cの三階級に分ち各階級の五家族に就き副食物並間食物の調査をなし之を改善の基本資料とす尙十三年度に就て越智郡櫻井町宮ヶ崎區を榮養改善實行部落として指定し一般衛生指導と併せ全部落民の榮養改善を指導しつゝあり。

第二節 活動寫眞並に衛生展覽會による宣傳

(一) 映畫による衛生思想の普及方法は今日一般に採用せらるゝ所なるが、本縣衛生課に於ては其歴史極めて古く大正六年頃より既に之が利用を開始し防疫並に一般衛生思想の普及宣傳に努めつゝあり。

昭和十二年中に開催したる映寫會は七五ヶ町村にして之が觀覽人員は六万四千餘人に達せり。

(二) 衛生展覽會は資料其の他の關係上近年之が開催を中止せしが昭和十二年に至り新たに多數の參考品を購入すると共に各種團體の協力を得て同年十一月十一日より十五日迄五日間に亘り松山市に開催し相當効果を收め、十三年度に於ても卯之町、大洲町、新居濱市吉田町等に於て開催せり。

衛生活動寫眞映寫會開催狀況 (昭和十二年)

署別	開催月日	開催町村數	開催町村名	觀覽人員	映畫ノ種類
御莊署	自五月十一日至五月十六日	六	東外海村、續僧都村、城邊町、西外海村、内海村、御莊町	四、二〇〇	海ノ桃太郎、蛙ハ蛙、青春、親心
宇和島署	自五月十七日至七月四日	二二	下灘村、畑地村、岩松町、清瀬村、御嶺村、來村、宇和島市、五ヶ所、蔭淵村、下河村、遊子村、三浦村、奥南村、喜佐方村、立間村、吉田町、立間尻村、高光村、成妙村、三間村、二名村、好藤村	二一、三五〇	"
松丸署	自七月五日至七月十一日	七	旭村、明治村、吉野生村、泉村、愛治村、三島村、日吉村	五、九〇〇	"
野村署	自七月十二日至七月二十一日	一〇	立川村、土居村、魚成村、遊子川村、惣川村、横林村、貝吹村、中筋村、野村町、溪筋村	八、三〇〇	"
卯之町署	自七月二十二日至七月二十九日	八	下宇和村、田之筋村、石城村、中川村、多田村、宇和町、玉津村、高山村	五、九〇〇	"
三島署	自八月七日至八月十六日	一〇	上山村、川瀬村、金生村、中會根村、中之庄村、寒川村、天瀬村、燕崎村、小富士村、關川村	七、七五〇	"

角野署	自八月十七日至九月十七日	七	多喜濱村、大島村、神郷村、垣生村、泉川村、船木村、別子山村	六、三〇〇	"
西條署	自九月二十五日至九月三十一日	六	大生院村、飯岡村、西條町、加茂村、神戸村、氷見町	四、六〇〇	"
計		七五		六四、三〇〇	

第三節 衛生講話會開催狀況

縣下各警察署をして市町村を督勵し特に傳染病患者多發の町村に於て衛生課長又は防疫醫衛生技師等講師となり家庭婦人の衛生、飲食物調理の心得、榮養改善、國民体位向上、日常生活上必須事項に關し數回衛生講話會を開催し衛生思想の普及に努めたり。

第四節 衛生協議會並衛生組合

各警察署管内警察官、市町村長、市町村衛生係主任(其他署に依り學校長も参加す)を以て衛生協議會を組織し年數回之を開催して各署管内衛生事務の連絡協議を圖り、同會には可及的衛生課長其他臨席して之を指導し、尙時々之等會員に衛生講習を實施せり。

縣下衛生組合は從來其の活動一二のものを除くの外殆ど有名無實の形骸に過ぎざる傾ありしを以て特に十三年度に於て時代に適應すべく之が改組刷新を促し各署單位に管内衛生組合の聯合會を組織せしめ、殆ど其の成立を見たるを以て十四年度に於て縣聯合會の設立を計畫中なり。

〔附〕 各種試驗施行狀況

本縣に於ては理髮、藥種商（製藥者及毒物劇物營業者を含む）鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術試験は毎年一回、産婆、看護婦試験は春秋二回施行し來りたるが昭和八年以降五ヶ年間に於ける受験者數並に合格者數は左表の如し。

最近五ヶ年間比較各種試驗施行狀況

種 別	昭和八年	〃 九年	〃 十年	〃 十一年	〃 十二年	計	合格 率
	受験者 合格者	受験者 合格者	受験者 合格者	受験者 合格者	受験者 合格者	受験者 合格者	
理 髮	三三 三三	一六 六二	一八 六七	一六 一六	一三 一三	九六 八五	四六・四
産 婆	二二 一〇	一七 九四	二九 八二	三〇 五七	二二 四六	九三 三八	三九・五
看 護	二五 一四	三〇 一四	二七 一三	三六 一三	三三 一〇	一三九 六四	四四・二
鍼 術	四三 八	三九 二二	四二 一〇	四七 一〇	三九 五	二〇九 四四	二〇・五
灸 術	四〇 六	三六 八	四〇 一〇	四七 九	三九 七	二〇六 四〇	一九・四
甲種 按摩術	九 三	九 三	一〇 五	一五 五	八 三	五三 一九	三五・八
乙種 按摩術	四 二	二 二	一 一	七 五	三 二	二七 三二	七・六
マツサージ術	三 二	二 二	二 六	一五 一五	一〇 一	三七 一六	三・三
藥 種 商	六 一五	三 一三	二 二	七 三	三 三	二三 一六	二四・八

第十七章 愛媛縣國民體位向上對策

第一 指導機關の統制擴充に關する事項

- 一 縣及市町村に於ける衛生課衛生係の人的並に物的要素を整備擴充し諸般内容の改善刷新を圖ると共に衛生關係事項の綜合統制を期し止むを得ざる事項に就ては努めて關係各課係の連絡協調を密にすること。
- イ 縣衛生課を擴充し或は衛生部を設け工場衛生學校衛生獸疫衛生其他衛生關係諸事項を之に綜合統制すること。
- ロ 衛生課は積極的に綜合的に國民體位向上の中心となり毎月或は隔月一回協議會開催し關係各課との連絡協調に力むること。
- ハ 町村豫算中「衛生費」の費目設置なき地方に對しては迅かに之が設置を促し町村民體位向上施設に對し相當額を計上せしむること。
- ニ 警察署並に町村役場には衛生係を専任し特に優秀なる人物を之に當つること。
- 縣並に市町村國民體位向上委員會を設置し衛生關係指導機關並に諸團體を總動員して之等の密接なる連絡協調を圖り縣民舉つて自發的に體位向上に邁進するの強力なる實行運動をなすこと。
- イ 縣國民體位向上委員會は確固たる指導精神を以て縣民體位向上の上に最も緊要なる事項より具體的對策を樹立して之を市町村國民體位向上委員會に示し其の力強き推進力たるに力むること。
- ロ 市町村國民體位向上委員會は更に五人組十人組等の強固なる細胞組織を作り自治的體位向上の實を擧ぐるに力むると共に其の實行中心團體としては特に衛生組合の刷新活動を促すこと。
- 三 縣下保健所網の完成と共に當該地區内地方國民體位向上委員會は保健所を中心に統制し連絡協調を密にして其の活動を

圖ること。

四 衛生組合役員在郷軍人消防組婦人會男女青年團幹部等に對しては特別衛生講習を實施し部落衛生指導員たるの養成をなすこと。

五 縣衛生課に企劃調査係を設け縣民死亡罹病の狀況並に其の原因、地方病不健康地區非衛生的習慣迷信適切なる住宅の設計榮養食の献立其他衛生全般に亘る調査研究を爲し之が改善對策を考究樹立し縣國民體位向上委員會との連絡を密にして夫々適切なる指導案を作成し之を各地方に提示すること。

第二 衛生思想の涵養並に衛生的生活の實踐に關する事項

一 衛生思想の普及を圖り一般民衆をして保健衛生の緊要なる所以を體得せしめ各人をして日常自律的に衛生の規範に即したる生活を営ましむるに力むること。

イ 映寫會、講習會、講演會、部落座談會の開催、ラヂオ宣傳、衛生參考品の展覽、健康週間、衛生日の實施、ポスタービラ其他必要なる印刷物の配布等に依り衛生思想の普及を圖り健康認識を高むると共に衛生的生活特に清潔保持の實踐を強調すること。

ロ 加持祈禱、符呪等の迷信的惡風其他非衛生的慣習を矯正打破し合理的衛生活生活を営ましむること。

二 地方國民體位向上委員會委員其の他衛生指導の任に在るものは我國現下時局に對する認識を深くし一意健康報國の熱意を以て率先衛生的生活の改善實踐に力むると共に常に一般民衆の衛生思想の涵養に意を用ふること。

三 男女青年團は顧問醫を囑託し團員に對し定期身體検査、隨時健康相談を實施して健康の保全増進を圖ると共に地方民に對し衛生的生活實踐の範を垂るる様力めしむること。

四 衛生功勞者並に優良衛生團體を表彰し其の助成發達を促すこと。

第三 榮養の改善並に住宅其の他環境の衛生に關する事項

一 榮養の知識普及を圖り成るべく其の地方特産品を以て榮養價值ある安價なる日常食調理の指導をなし榮養の改善に力むること。

イ 胚芽米、七分搗、半搗米の獎勵普及を圖ること。

ロ 農山村に對しては特に安價なる動物性食品の共同購入、自家用蔬菜栽培の獎勵をなすこと。

ハ 養豚養鶏を獎勵し併て榮養改善に資せしむること。

ニ 農繁期に於ける共同炊事の指導をなすこと。

二 不良飲食品並に有害飲食物用器具等の取締を勵行すること。

三 家屋、臺所、便所並に飲料水、下水溝、汚水溜、汚物掃除其他環境衛生の改善指導に力むること。

四 衛生地區を設定して之に適當なる指導と援助を與へ以て各種衛生施設の整備を期し經濟更生指定町村に對しても町村民の健康増進衛生施設の改善を重視せしむること。

五 衛生組合員、役場吏員其の他地方有力者をして衛生施設優良地區を視察せしめ各自町村の衛生改善に資せしむること。

第四 妊産婦並に乳幼児の衛生に關する事項

一 男女青年學校生徒、男女青年團員に對し早婚、近親結婚の弊害其の他結婚に關する正しき知識の普及を圖り結婚相談施設を實施し優生運動に力むること。

二 妊娠育兒に關する知識の涵養に力むること。

イ 屢々映寫會、展覽會、講演會等を開催して國民保健の基礎たる育兒衛生に關する認識關心を高むると共に「眞の母」たる自覺を促すこと。

- 特に我が國乳兒死亡の高率なるを周知せしめ其の地方の實狀を比較考察せしむること。
- ハ 乳幼兒健康の保全増進は家族打揃つての健康生活によつてのみ得らるるものたることを強調すること。
- ニ 妊娠育兒に關する不合理なる習慣迷信の改善打破に力むること。
- ホ 女子の教育に於て「育兒」に關する知識涵養を一層重視せしむること。
- 三 妊産婦並に乳幼兒保護に關する施設の普及を圖ること。
- イ 巡回産婆衛生婦の普及を圖ること。
- ロ 産具無料消毒所を設置すること。
- ハ 町村醫と協力し簡易乳幼兒健康相談所を設置すること。
- ニ 女子青年團員をして小地區内乳幼兒を分擔せしめ體重の測定其の他之が養護方を指導すること。
- ホ 托兒所幼稚園の増設に力め之が指導に當つては衛生的訓練を重視せしむること。
- ヘ 都市にあつては小公園、兒童遊園地の増加普及を圖ること。
- 四 「乳幼兒愛護週間」に當りては徒に形式的宣傳に墮することなく之を契機に常設的乳幼兒衛生施設の増加普及に力むること。

第五 疾病の豫防に關する事項

- 一 各町村に醫師會と協調の下に月數回「無料健康相談日」を設定し一般民をして疾病の早期發見、健康の保全に力めしむること此の場合町村衛生委員は其の前日之が利用につき勧誘其の他適切なる指導をなすこと
- 二 結核豫防は我が國に於ける最も重大問題たるのみならず特に本縣に於て一層緊切なる所以を認識せしめ正しき知識の普及を圖り日常各自健康増進に邁進せしむること。

- イ 一層縣立健康相談所の活動を促し之が利用に力めしむること。
- ロ 縣立結核療養所を建設すること。
- ハ 愛媛結核豫防協會消毒所の機能發揮に力むること。
- 三 癩に關しては四國遍路者多き特殊地域に鑑み之が豫防に一層力を注ぐこと。
- イ 自宅療養患者並に其の家族の検診をなし之に對し適切なる豫防上の指導をなすと共に必要あるものに對しては療養所入所方勧誘に力むること。
- ロ 浮浪患者の取締を嚴重にすること。
- ハ 大島療養所患者收容定員の増加を圖ること。
- 四 傳染病特に腸チフスの豫防に力むること。
- イ 不斷計畫的に前年度患者並に其の家族、飲食物業者等の保菌者検索をなすこと。
- ロ 警察官、役場吏員、衛生組合員の教養に力め傳染病發生に際しては特に其の感染経路の觀察を重視せしむること。
- ハ 例年患者の發生比較的多き地方に對しては隨時技術員を派遣し其の原因を探究せしめ入院患者の取扱其他防疫上の實際指導に當らしむること。
- ニ 隔離病舎の改善指導をなすこと。
- ホ 飲料水、便所、下水溝等環境衛生の改善と相俟て清潔の徹底を期すること。
- ヘ 豫防注射を奨励すること。
- ト 衛生組合の普及活動を促し豫防知識の涵養に力め蠅の驅除其の他豫防施設の改善充實を期せしむること。
- 五 寄生蟲病特に十二指腸蟲病、蛔蟲病の豫防撲滅に力むること。

- イ 寄生蟲の危害並に本縣に於ける蔓延の實狀を認識せしめ豫防知識の普及を圖ること。
- ロ 縣直接施行の檢便並に驅蟲實施の個所を増加すること。
- ハ 寄生蟲病豫防治療補助費を増額し改良便所、共同堆肥槽等豫防施設の普及を圖ること。
- ニ 野菜洗場の改善指導をなすこと。
- 六 花柳病豫防、トラホーム豫防に關し特に其の濃厚地帯に對し夫々適切なる指導をなし治療の勵行を期すること。
- 七 麻薬取締を嚴にし當該中毒患者の絶滅を期すること。
- 八 精神病患者の公費入院を増加し社會の不安を除くと共に治療の全きを期すること。

第六 醫療の普及に關する事項

- 一 無醫村に對しては縣費補助をなし醫師設置の方途を講せしむること。
- 二 無醫村中特に僻陋貧弱村に對しては縣立診療所の普及を圖ること。
- 三 直ちに診療所を設置し得ざる僻陋地無醫村に對しては縣營巡回診療をなすこと。
- 四 其他の無醫村に對しては恩賜濟生會並に醫師會協力の下に巡回診療出張診療をなすこと。
- 五 醫藥を受くる能はざる窮民に對しては相當額の縣費を計上し財團濟生會の活動と相俟つて救療上遺憾なきを期すること。
- 六 不合理なる醫業類似行爲の取締を嚴にし醫療の途を誤らしめざる様力むること。

第七 工場衛生の刷新に關する事項

- 一 工場には必ず専任又は囑託醫を設置し職工採用時の身體検査を嚴密に實施すると共に毎月定期健康診斷を勵行し健康度の消長を明にし疾病に對しては早期治療に力むること。

- 二 工場醫は疾病治療に止らず積極的に隨時工場内を巡視して疾病の豫防早期發見に力め健康相談健康指導等豫防衛生的指導を重視すること。
- 三 工場衛生婦の普及を圖り豫防衛生刷新の補助者たらしむること。
- 四 工場醫を中心として協議會を開催し特に結核豫防に關し研究し工場衛生の刷新に資すること。
- 五 隨時衛生講演會、映寫會、懇談會、講習會等を開催して工場主並に職工の工場衛生に關する知識を涵養すること。
- 六 毎月「健康日」を定め衛生的生活の實踐を強調すること。
- 七 工場の作業場並に寄宿舎の衛生に關し一層注意し特に小工場の衛生設備の改善を圖ること。
- 八 寄宿舎並に通勤職工の榮養改善を圖り小工場集團地域には共同炊事場を設け榮養食の供給を獎勵すること。
- 九 工場には屋外運動場其他體育衛生設備を充實し休憩時間中には力めて屋外に出て日光に親しみ充分休養の途を講せしむると共に一層合理的體育運動の指導獎勵をなすこと。
- 一〇 通勤女工多き工場にあつては托兒所其他乳幼児保育施設をなし母性の保護に力むること。
- 一一 職工に對する適性に關し一層留意し就業時間と休憩時間の合理化を圖り過勞防止、災害豫防に力むること。
- 一二 疾病に因る歸郷者、通勤職工の長期缺勤者に對しては主治醫との連絡を密にし、再出勤に際しては必ず充分なる健康診斷を實施すること。
- 一三 疾病に因る解雇者に對しては歸郷地に於ける健康相談所の利用其他適切なる療養上の指導をなすと共に療養の資に窮する者に對しては適當なる方途を講ずること。
- 一四 工場主は我國民保健上最も重大問題たる結核豫防上特に重要なる意義を有する「工場と結核」に關し正しき認識を把握し小我を捨てて國家的見地に立脚し勞務者の健康保全増進工場衛生の刷新に力を盡すこと。

一五 各工場聯合を以て勞務者結核療養所の建設其他福利施設の普及を圖ること。

一六 縣に工場衛生に關する專任技術官を設置し之を監督指導に任せしむると共に特に歸郷職工の健康問題、女工の結婚後に於ける健康、妊娠其他工場衛生上諸問題に關し研究調査し一層工場衛生の改善刷新を期すること。

一七 全國安全週間の實施に當ては災害豫防に力を注ぐと共に特に保健衛生施設の實施普及を重視すること。

第八 體育運動の奨励に關する事項

一 體育團體の統制擴充を圖ること。

イ 縣體育協會各郡市支部内に分會を設け學校其他各國體並に一般民衆を之に入會せしめ體育思想を鼓吹すると共に運動實行の習慣を馴致すること。

ロ 各種體育運動團體を協會に入會せしめ其の事業の統制助成を圖ること。

二 體育施設の普及充實を勸奨すること。

イ 皇紀二千六百年記念式典、東京オリンピック大會記念事業として各地方に運動場、武道場、體育館、プール其他體育的設備の普及を圖ること。

ロ 學校に於ける體育設備を擴充し且つ之を一般民衆に開放利用せしむること。

ハ 神社佛閣の境内、公園等に一層體育設備を充實せしむると共に運動遊園地の増設を圖ること。

ニ 山川、湖沼、海邊等自然を利用する體育施設を實施すること。

ホ 體育運動に關する健康相談所を設置すること。

三 一般民衆ニ對し一層體育運動の實施を奨励すること。

イ 體育運動は老幼男女を問はず普く之に参加せしめ年齢、體質、環境、季節に應じて正しく且つ絶えず之を行はしむ

ると共に其の實施に當つては日光、空氣、營養、休息、睡眠との關係を重視せしめ徒に過勞に陥ることなきやう指導奨励すること。

ロ 體育映畫會、講演會、體育實演會其他適切なる方法を以て國民の體育思想の普及を圖ること。

ハ 體育運動をして國民生活の一要素たらしめんが爲官公衙、銀行、會社、工場、家庭等に於て特定時間を設けて之を實行を促進すること。

ニ 各種會合の前後或は中間に於て簡易なる體操を實施すること。

ホ 夏季ラヂオ體操會には一層一般民衆の之に参加するやう勸奨すること。

ヘ 地方舞踊を體育的に指導すると共に適切なる縣民體操、縣民舞踊の如きを創定し之を奨励をなすこと。

ト 體育デー、體育週間、體育祭を一層有効に實施し學縣的參加を勸奨すること。

チ 年一回必ず市町村民並に諸團體員の體育運動大會を實施せしむること。

リ 青年團員に對し一層武道の奨励をなすこと。

四 體育功勞者、健康優良者、優秀技術者、徴兵検査成績優良市町村等を表彰し體育運動の奨励、健康増進に資せしむること。

五 市町村並に諸團體に優秀なる體育指導者を常設せしむるやう奨励すると共に工場、會社、青年團等の適當なる人物に體育指導者たるの養成をなすこと。

第九 學校衛生の振興に關する事項

一 學校衛生の重要性に對する教職員の認識を高め之に關する知識の向上を圖ること。

イ 師範學校に於ける「學校衛生」を獨立科目とし且つ其の教授時數を増加すること、特に女子師範學校生徒に對しては學校看護法を十分會得せしめ養護の實際に便せしむること。

- ロ 教員、學校看護婦に對し屢々學校衛生に關する講習會、講演會を開催し之が知識技能の涵養向上を図ること。
- ハ 教職員をして學校衛生に關する研究調査を行はしめ研究發表會を開催して其の興味を喚起し之が知識の向上に資せしむること。
- ニ 教職員に對し學校衛生施設の優良なる學校を視察するの機會を與ふること。
- 二 教職員の健康保持増進に留意すること。
- イ 師範學校入學時、在學中、卒業時身體検査並に教員採用時の身體検査を一層嚴密にすること。
- ロ 教員の教育實際の執務以外に互る事務的作業を減免し日曜日行事は之を可及的避けしめ以て過勞を防止し十分なる休養をとり得る様配慮すること。
- ハ 適度の運動を奨励し自律的衛生生活の實踐に力めしむること。
- ニ 教職員身體検査は毎年二回以上之を實施し健康度の消長に留意し特に結核性疾患の早期發見に力むること。
- ホ 教員保養所を建設し結核性患者の早期治療に便せしむること。
- 三 學校醫、學校衛生會等の充實を図ること。
- イ 身體検査規程の細密化に伴ひ學校醫として内科醫の外眼科、耳鼻科等の専門醫並に齒科醫の設置を促すこと。
- ロ 學校看護婦の普及を図ると共に學校看護婦會を組織し之か指導を適正ならしむること。
- ハ 各郡市に學校醫、學校長、學校管理者等を以て組織する學校衛生會を設立し夫々地方の實狀に即せる學校衛生の研究調査並に之に基く實際施設の遂行に力めしむると共に之等を統括する縣學校衛生會を設立し縣下學校衛生の綜合的發達を期せしむること。
- 四 學校に於ける設備衛生の改善に一層留意すること。

- イ 校地、校舎、教室等の現狀に對し衛生學的再吟味をなし夫々改善に力むると共に特に採光、換氣、防塵等に留意すること。
- ロ 常に机腰掛の高さと身體との調和其の他校具の適否に留意し特に青年學校の机腰掛の改善に力むること。
- ハ 學校に於ける衛生室の設備を改善充實すること。

五 教授衛生上特に左記事項に留意すること。

- イ 學科負擔、宿題の量を軽減し兒童生徒の氣風をして明朗闊達ならしむること。
- ロ 過度の受験準備教育を徹底的に禁止取締ること。
- ハ 教室の採光其他に一層留意し近視豫防に力むること、特に夜間青年學校に於てこの點を注意すること。
- ニ 青年學校に在りては少くとも一週二回以上晝間授業の日を設けること。
- ホ 教室の換氣に一層留意すること。

六 教師は衛生教育を一層重視し教材の研究に力むると共に生徒兒童の衛生教育は徒らに衛生知識の傳授に留めずして特に生活指導に重點を置くこと。

- イ 衛生教授に際しては各教科に配置されたる衛生教材を精査綜合し特に其の郷土の實狀に即したる教授訓練要目を作製し之が活用に力むること。
- ロ 衛生に關する映畫教育、兒童生徒の作品を以てする衛生展覽會の開催其の他特に低學年に對しては衛生に關する童話童謡劇等興味ある指導に關し一層工夫すること。
- ハ 衛生知識の啓發と相俟て衛生の規範に即したる生活の實踐習熟に力めしめ健康の保全増進は最も意義ある愛國的奉仕、道德たるの自覺にまで高揚すること。

ニ 健康簿を必携せしめ常に自己體位健康に對する反省の具たらしむると共に家庭保護者との連絡簿たらしむること。

七 體育運動を奨励し一層身體の鍛鍊に力むること。

イ 體操、武道、課外運動、遠足等體育運動の奨励は益々緊要なるも常に兒童生徒の健康體質發育程度に應じ其の種目、量を適正ならしめ休養、睡眠、榮養を配慮し精神陶冶と共に特に個々の健康増進に重點を置くこと。

ロ 運動競技に於ける選手過重の弊を戒め學校體育をして一層普遍的ならしむると共に選手の選定に當りては必ず學校醫の嚴密なる檢診を受けしめ其の指導に當りては特に過勞に陥らしめざるやう常に嚴重なる醫學的觀察をなすこと

ハ 體力檢査を行ひ之を運動の實施健康觀察に活用すること。

ニ 青年學校に一層武道の奨励をなすこと。

八 養護施設の普及擴充に力むること。

イ 精密なる身體檢査を實施して所謂「要養護」者の發見に力め之に對し適切なる養護を講ずること。

ロ 學校に於ける健康相談施設を普及すること。

ハ 休暇聚落を實施し虛弱者の健康増進に力むること。

ニ 學校給食施設を一層合理的に實施し其の普及を圖ること。

ホ 身體虛弱者、精神薄弱者に對しては特に教育負擔の過重を戒め充分なる休養、睡眠、適當なる榮養補給、偏食の矯正、日光浴其の他一般衛生條件の徹底を期すると共に特別學級の編成等養護施設の擴充を圖ること。

ヘ 父兄會、母の會等に於て衛生講話、健康に關する座談會等を開催し家庭に於ける衛生思想啓發に力むると共に眞の健康教育は家庭との連絡協調なくしては達し得ざる所以を力説すること。

九 學校診療の普及を圖り豫防處置の徹底を期すること。

イ トラホーム治療を督勵し成る可く眼科専門醫の巡回治療等の方途を講ずること。

ロ 寄生蟲驅除の徹底を圖ること。

ハ 齒科豫防處置を一層勵行すること。

ニ 視力屈折異常者に對し正確なる眼鏡の裝用を勸奨すること。

ホ 脊柱彎曲、扁平足等に對し適當なる矯正の途を講ずること。

一〇 優良なる學校衛生施設校、體位優良校等の表彰を行ひ學校衛生研究會、學校衛生會、學校看護婦會等に補助獎勵金を交付し一層學校衛生の振興を策勵すること。

昭和十四年五月二十五日印刷
昭和十四年五月三十日發行
(非賣品)

愛媛縣警察部衛生課

松山市壹町一丁目六十八番地
印刷者 關 定

松山市壹町一丁目六十九番地
印刷所 關洋紙店印刷所

